

明)

議 長 事務局担当者より農地法第5条許可の流れ、許可の要件などについて概要説明をいたさせます。

事務局 (農地法第5条について概要説明)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いしたいと思います。

若林委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

議 長 議案の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

横田委員 地域との調和要件について、周辺に農地は無いため影響はないとの説明がありましたが、農地以外の住環境への影響について、近隣の住民へ説明義務はないのでしょうか？

事務局 地域との調和要件については、近隣の農業経営に対して影響を及ぼす場合に、その防除策がとられているかが審議のポイントとなります。その際、農地以外の住環境への配慮もされるべきであると考えられますが、近隣住民への説明自体は義務付けられていません。

議 長 他に何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項(農地法4条11件、5条15件、納税猶予に関する適格者証明書2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書6件)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。

何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。